

いじめ防止基本方針

昭和学院秀英中学校・高等学校

（最終改訂 令和6年5月）

1. 基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。）

《いじめ防止対策推進法 第2条より》

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

《いじめの防止等のための基本的な方針より》

(3) 学校および教職員がすべきこと

学校及び教職員は、基本理念にのっとり、本校に在籍する生徒に対し学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。その際、必要に応じて生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図る。

2. いじめ防止・いじめ問題対応のための組織と役割

(1) 組織

①名称 「人権対策委員会」

②構成

学校長	—	中高副校長・教頭	—	人権対策委員会	—	職員会
-----	---	----------	---	---------	---	-----

委員長を生徒部長が兼任し、委員には中高各学年から1名～2名を任命する。

※ただし、いじめ防止・いじめ問題対応については養護教諭・スクールカウンセラーと連携をとりながらおこなう。

(2) 役割

①未然防止

何より学校は、生徒が周囲の友人や教職員との信頼関係の中で、安心・安全に過ごせる場所であってはならないが、成長の過程にある生徒たちの集団においては、何らかの理由やきっかけによって、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得るものである。

本校は、アドミッション・ポリシーでは「他人の立場と意見を尊重できる」という表現、カリキュラム・ポリシーとグラデュエーション・ポリシーでは「他者尊重の精神」という表現を用いて、「いじめは許されないことである」ということが人としてのベースとして理解されている生徒の育成を目指し、様々な指導を行っている。

②早期発見

あ 学校での全教育活動（学級活動、授業、課外活動等）において生徒の観察・見守りを丁寧に行い、そこから得られた情報について教職員間での共有を図る。

い 主に対人関係で気になることについて訴えやすいように配慮した「学校生活意識調査」を全生徒対象に各学期1回実施し、いじめにつながり得る事案やいじめと認められる事案の早期発見に役立てる。

う 教職員に対しても、日常での生徒とのやり取りや面接等において生徒が悩みを訴えやすい関係の構築、その相談に対する適切な対応ができるような知識や技能を得るための研修を行う。

え インターネット上で行われるいじめについても、生徒や県学事課のネットパトロールからの情報をもとに、早期に発見し適切かつ効果的な対応ができるよう心がける。

③対応

- あ いじめに係る情報を把握した場合は、特定の教職員が一人で抱え込むことなく、速やかに担任・学年主任が中心に状況の確認をおこない学年会・生徒部・人権対策委員会に報告し、正確な事実確認を行う。
- い いじめの事実が確認された場合は、まず、いじめをやめさせる。また、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒、保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導・支援とその保護者への助言を継続的に行う。また、周囲の子供への指導・支援も行う。
- う 安心して教育を受けられるため必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、学習が受けられる手立てを講じる。（必要があれば被害者生徒とは違う教室で学習させるなどの措置を講ずることがある）
- え 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄のサポートセンター、警察署等と連携して対処する。
- お いじめが「解消している」状態に至った場合でも、継続的に経過観察を行い、再発防止に努めるとともに、保護者には事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請する。

なお、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は人権対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

3. 重大事態への対処

(1) 定義

あ いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

い いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

(2) 方法

あ 重大事態が発生した旨を、県知事に報告する。

い 県知事よりの指示も踏まえ、当該事態に対処する機関を設置し、事実関係を明確にするための調査等を実施する。校内においては、「人権対策委員会」を基に、さらに必要な人材を加えたものをこれに充てる。

う 調査結果について県知事に報告する。またこの調査結果は、いじめを受けた生徒および保護者に対し、適切に提供するものとする。

え 調査結果をもとに、再発の断固たる防止に向けた対策を検討する。

4. 評価・検証と基本方針の見直し

(1) 公表

本「いじめ防止基本方針」は本校ホームページにて公開する。

(2) 点検

いじめの、防止・早期発見・対処について最善の措置が取られるよう取り組みができているかを点検し続ける。

(3) 評価と見直し

1の(2)に示されている基本理念が正しく実現されているかどうか、特に「全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができる」よう、学校が必要かつ最適な措置を講じているかどうかを評価の対象とする。別に実施する「学校評価アンケート」の結果等も参考に、教職員全体での検証を行い、よりよいものへの見直しを行う。